

平成 24 年 3 月 22 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、アンビシャスの信頼性向上及び活性化のための上場制度の整備等を行います。概要は次のとおりです。

「アンビシャスの信頼性向上及び活性化のための上場制度の整備等」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 24 年 4 月 12 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 24 年 4 月 12 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-006

札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 上場推進部又は自主規制部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 24 年 4 月 12 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

アンビシャスの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度の整備等について

平成24年3月22日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣 旨

本所は、「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」において取りまとめられ、昨年6月に公表された「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」を受け、本所の新興市場であるアンビシャスの位置づけ等について検討を行ってまいりました。

アンビシャスは、平成12年に成長性が見込まれる企業を上場対象として開設した市場で、現在までに累計13社が新規上場いたしました。

本所は、アンビシャスを「近い将来における既存市場（以下：「本則市場」という）へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」として市場コンセプトを再確立するとともに、そのコンセプト明確化のために、アンビシャスから本則市場への市場変更を促進するため本則市場を含めた対応を行う一方、信頼性向上のための上場制度上の対応や、上場後にビジネスモデルが崩壊し業績の低迷が続く企業を退出させる新たな廃止基準を新設することとします。

また、北海道経済が長期低迷を続ける中、新たな企業や産業の育成が求められており、中小・中堅企業に機動的な資金調達のを提供し、ひいては投資者への投資機会の提供にもつなげるべく、上場審査基準の見直しを行うなど、所要の制度整備を行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. アンビシャスのコンセプトに伴う措置 (1) 市場変更の場合の緩和等		
①時価総額基準の緩和	・アンビシャスから本則市場へ市場変更する場合の市場変更審査の時価総額基準については、6億円以上とします。	・現行の市場変更審査の時価総額基準は10億円以上
②変更審査料の特例	・アンビシャス上場後3年以内に市場変更する場合の上場市場の変更審査料は無料とします。	・現行の上場市場の変更審査料は100万円
③提出資料の簡素化	・上場市場の変更申請書の添付書類のうち推薦書は不要とします。 ・アンビシャスから本則市場へ上場市場の変更を申請する際の添付書類である「上場市場の変更のための有価証券報告書Ⅱの部」など、提出書類の一部は省略できることとします。	・公表資料の代用など、企業の負担軽減を図るため、提出書類は必要最低限にとどめます。
④市場特性の明確化	・本則市場から、アンビシャスへの市場変更に関する上場規則を廃止します。	

項 目	内 容	備 考
<p>(2) アンビシャスの株券上場審査基準の見直し</p> <p>①新規上場申請者の提出書類の見直し</p> <p>②上場時価総額</p> <p>③純資産の額</p> <p>④株主数</p> <p>⑤少数特定者持株比率</p> <p>⑥公募</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道に本店若しくは主要事業拠点を有しない新規上場申請者には、北海道内における事業活動又は事業計画の状況等、北海道との関連性（事業・人材・物資・金融面など）を記載した書面の提出を求めるとします。 ・最近2年間において、営業利益を5,000万円以上計上している場合は、推薦書の成長性に関する事項の記載は要しないものとします。 ・上場時の時価総額基準は廃止します。 ・上場時の純資産の額が1億円以上あることを要件とします。ただし、最近2年間において、営業利益を50百万円以上計上している場合は、上場時の純資産は「正」でも可能とします。 ・上場時100人以上の見込みとします。 ・本則市場と同様に上場の時までには少数特定者持株比率が80%以下になる見込みであることを要件とします。（新設） ・「上場に係る公募等」は審査基準の要件としないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンビシャスの位置付け（目的）の明確化に伴う措置です。「地域経済の発展に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的とし、成長性が見込まれる企業の資金調達等を容易にするための市場とする。」 ・本所の求める成長性とは、市場創設期との経済変化を勘案し、短期・急速な成長を求めるものではなく、10年以内における本則市場へのステップアップを目指し、企業実態に合わせて安定的な成長をうながすものです。 ・現行は、純資産が1億円以上であれば上場時時価総額3億円以上、純資産が「正」であれば上場時時価総額5億円以上です。 ・現行は、上場時200人以上の見込みです。 ・現行は、少数特定者持株比率について要件としておりません。 ・現行基準の「500単位以上の公募」を要件としませんが、公募等を実施する場合には、その内容及び手続きを記載した「公募又は売出予定書」の提出を求めます。

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 上場廃止基準の見直し</p> <p>①信頼性の向上に向けた廃止項目の新設</p> <p>②その他廃止項目の見直し</p> <p>2. 本則市場の株券上場審査基準の見直し等</p> <p>①純資産の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負の場合において、1ヵ年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが正とならないときは上場廃止とします。 ・ 時価総額基準（2億円未満）について、新規上場企業は4年間猶予する。また、直前事業年度における純資産額が2億円以上の場合は、適用除外とする。 ・ 少数特定者持株比率が80%を超えている場合において、1ヵ年以内に80%以下とならないときは上場廃止とします（新設）。 ・ 株主数基準（100名未満）について、新たにアンビシャスに上場する会社については、新規上場後2年間は適用を猶予します。 ・ 「上場時において」3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ビジネスモデルが崩壊した上場会社を放置することは、市場の信頼性を毀損するものである」との考えから、業績に係る上場廃止基準を新設します。 ・ 経過措置として、施行日において現にアンビシャスに上場している会社については、平成24年7月以後に開始する事業年度を1年目として取扱います。 ・ 現に本則市場に上場している会社についても同様とします。 ・ 本則市場における時価総額については、直前事業年度における純資産額が5億円以上の場合は、適用除外とする。 ・ 施行日以後、新たにアンビシャスに上場する会社については、新規上場後2年間は適用を猶予します。 ・ 経過措置として施行日において現にアンビシャスに上場している会社については、平成26年4月以後に開始する事業年度末の少数特定者持株比率が80%を超えている場合において1ヵ年以内に80%以下とならないときに廃止基準に該当しているものとします。 ・ 現在は新規上場申請日の直前事業年度の末日の額を審査対象としていますが、今後は、新規上場に伴う公募による調達見込額を加算可能とする趣旨です。

項 目	内 容	備 考
<p>②利益の額</p> <p>③「企業の継続性及び収益性」の審査の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「経常利益」をいうものとします。 ・「企業の継続性及び収益性」の審査のうち、損益及び収支の見通しに関する観点では、利益計画及び収支計画が合理的に策定されており、その計画において安定的に利益計上することができる見込みがあることを確認することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、経常利益又は税引前当期純利益とのいずれか低い額としていますが、偶発的に発生した特別損失により基準を充たせなかった会社も実質審査の対象とできるように見直す趣旨です。 ・現在は、上場前後の業績見通しが良好であることを要件としていますが、今後は上場後において安定的に利益を計上することができることが確認できれば上場可能とする趣旨です。 ・アンビシャスの「企業の収益性」の審査についても同様とします。
<p>3. 上場審査プロセスの効率化のための取組等</p> <p>①標準上場審査期間の設定</p> <p>②引受審査内容の提供</p> <p>③非上場の親会社等を有する場合の新規上場申請時の提出書類の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンビシャスへの新規上場申請が行われた場合の上場審査については、「申請を受理してから2か月以内に完了」するよう努めるものとします。 ・新規上場申請者の幹事会員は、公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面を本所に提出することとします。 ・親会社等が有価証券報告書に準じて作成した書面に代えて、「支配株主等に関する事項」及び「非上場の親会社等に関する決算情報」の内容を記載した書面の提出を求めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①を除き、本則市場及びアンビシャス市場同様とします。 ・上場審査に要する期間について新規上場申請者の予見可能性を高める趣旨です。 ・本則市場への新規上場申請が行われた場合の上場審査については、申請を受理してから3か月以内に完了するよう努めるものとします。 ・非上場の親会社等に対して過度の負担を求めているとの指摘を踏まえ、上場後に求められる適時開示の内容と同一の書類を提出する事で足りることとする趣旨です。 ・市場変更申請については不要とします

項 目	内 容	備 考
<p>④ 新規上場申請前の合併等に関する提出書類の見直し</p> <p>⑤ 上場申請の不受理要件の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者が新規上場申請前に合併等を実施している場合に被合併会社の概要書等の提出を求める水準は、当該合併等が新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が50%以上である場合とします。 新規上場申請者が解散会社となる合併等を予定している場合であっても、実質的な存続性が認められ、かつ、上場日以前に合併が実施される見込みがあるときには上場申請を受理します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が20%以上である場合に提出を求めています。これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。 現在は実質的な存続性があっても存続会社でなければ上場申請を認めていませんが、これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。 合併等の実施後の会社の株券が上場されることとなります。
<p>4. 信頼性向上のための対応</p> <p>① 上場会社監査事務所による監査の義務付け</p> <p>② 警告措置制度の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> アンビシャスの新規上場申請者については、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいいます。以下同じ。）の監査を受けていることを要件とします。 上場会社が、過去5年以内に企業行動規範に関する規則第2章（遵守すべき事項）及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章（会社情報の適時開示等）に違反し公表措置を受けている場合において、再度、違反した場合には警告措置を行うことができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 本所が適当でないと認める上場会社監査事務所は除きます。 アンビシャスの上場会社についても、上場会社監査事務所（準登録されているものを含む。）の監査を受けることを義務付けます。 本則市場の新規上場申請者及び本則市場の上場会社についても同様とします。

項 目	内 容	備 考
③上場管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に公表措置及び警告措置を受けている場合、又は警告措置を2回受けている場合は上場契約違反等として上場廃止になります。 ・上場管理料として、監理銘柄（審査中）及び特設注意市場に指定されている銘柄の審査・確認時において、100万円を請求することができるものとします。 ・同様に、適時開示規則及び企業行動規範に基づく改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（改善状況報告書）を提出した場合にも、上場管理料として50万円を請求することができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が改善措置を求められる場合には、上場管理上の負荷に応じた上場管理料を課すこととします。
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うものとします。 	

Ⅲ. 実施時期

平成24年6月を目処に実施します。

以 上

アンビシャスの市場コンセプト :

「近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場」

本則市場

【本則市場へのステップアップ促進策】

- 市場変更時の措置
 - ・変更申請時における提出書類の簡素化
 - ・本則市場上場基準の緩和(変更時)
 - ・審査料無料化(アンビシャス上場後3年間) 等

上場審査の特色

【入り口は広く・使い易く、
上場管理は厳格に！】

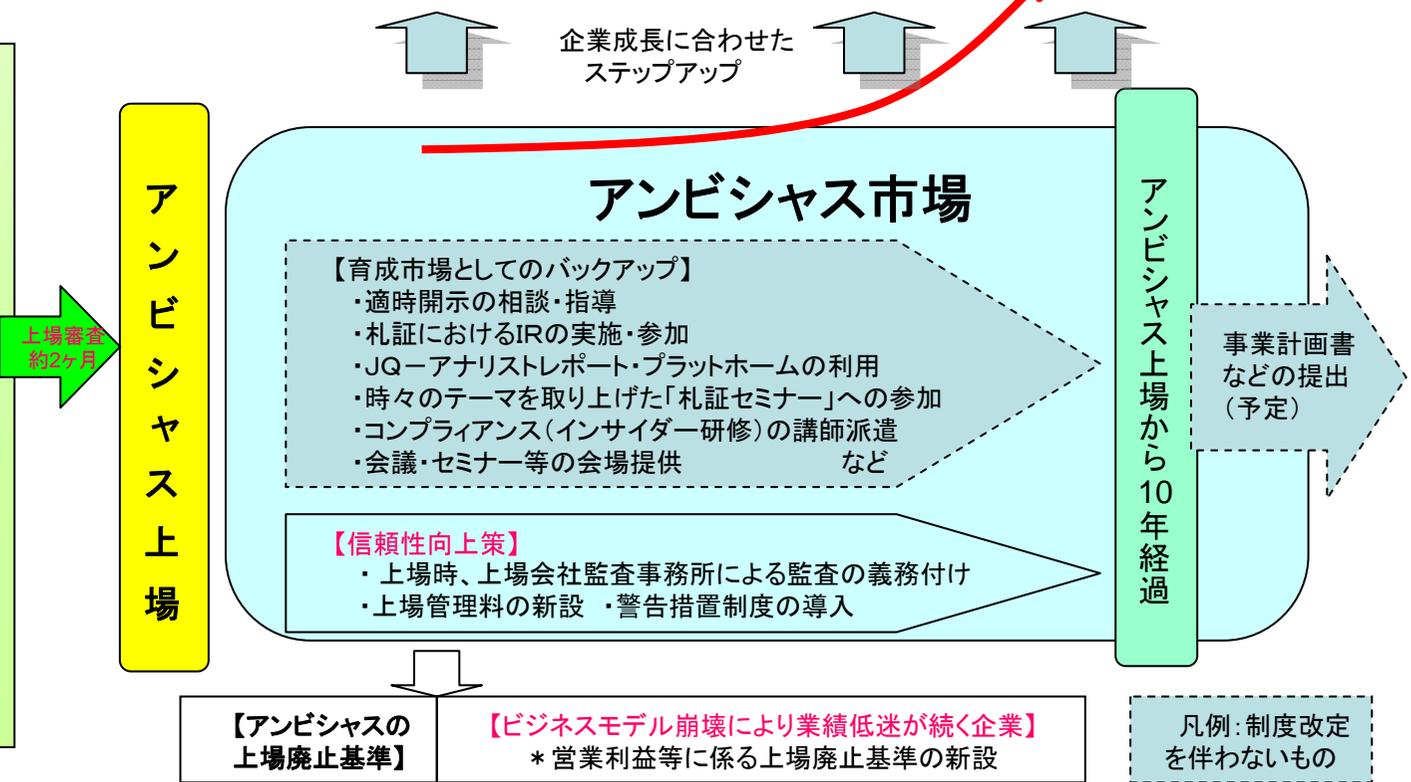
○対象企業

- ・成長性が見込まれる中小企業
- ・安定的な成長を続けている
中小・中堅企業
- ・地域経済貢献のため、北海道
と何らかのつながりを求めます。

○上場審査基準の見直し

- ・推薦書の緩和(成長性)
- ・上場時時価総額の廃止
- ・株主数の緩和
- ・少数特定持株比率の新設
- ・純資産 1億円以上(特例あり)
- ・公募要件の廃止

など



新旧比較表

形式基準		アンビシャス市場		既存(本則)市場	
		変更前	変更後	変更前	変更後
市場の位置付け(目的)		成長性が見込まれる企業の資金調達を容易にし、もって地域経済の活性化に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供する。	地域経済の発展に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的とし、成長性が見込まれる企業の資金調達等を容易にするための市場とする。	中堅企業・大企業向け市場	変更なし
市場コンセプト		開設時～ 高い成長の可能性が期待される企業に対する、本則市場と並立する市場	近い将来における本則市場へのステップアップを視野に入れた、中小・中堅企業向けの育成市場		
対象企業		全国の成長性が見込まれる企業	*北海道に本店若しくは主要事業拠点を有しない場合は、北海道内における事業活動又は事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面の提出を求める	全国の中堅企業・大企業	変更なし
主幹事証券の「推薦書」		成長性に関する事項の記載を含む「推薦書」の提出	次の場合は、「推薦書」の成長性に関する事項の記載は不要 ・最近2期が連続して営業利益50百万円以上	推薦書	アンビシャスからの市場変更の場合推薦書は不要とする
上場基準	上場時時価総額	時価総額3億円以上、純資産1億円以上 又は 時価総額5億円以上、純資産「正」	上場時時価総額基準は廃止	10億円以上	アンビシャスからの市場変更の場合6億円以上
	上場株式数	—	—	2000単位以上	変更なし
	株主数	上場時200人以上の見込み	上場時100人以上の見込み	300人以上	
	少数特定者持株比率	—	上場時80%以下の見込み	上場時80%以下	
	単元株式数	100株	変更なし	100株	
	純資産	上場時時価総額3億円以上で純資産1億円以上 又は上場時時価総額5億円以上で純資産「正」	純資産 1億円以上 *但し、最近2年間の営業利益が継続して50百万円以上の場合は、純資産「正」	直前期3億円以上	上場時3億円以上
	利益等	直前営業利益「正」。*但し「マイナス」でも本所が認めた場合可。	変更なし	最近1年間の経常利益又は税前利益の低い額50百万円以上	最近1年間の経常利益50百万円以上
	事業継続年数	1年以上		3年以上	変更なし
	公募等実施	500単位以上公募	公募は要件としないものとする	—	
	不適正意見	虚偽記載を行っていない、適正意見・・・2期分	変更なし	虚偽記載を行っていない、適正意見・・・2期分	
虚偽記載	虚偽記載を行っていない(最近2年間に終了する財務諸表等他)	虚偽記載を行っていない(最近2年間に終了する財務諸表等他)			
その他、信頼性向上策		・本則への市場変更の緩和措置の制定 【信頼性向上策】 ・上場会社監査事務所による監査の義務付け ・標準上場審査期間(2ヶ月)の設定、引受審査内容の提出		・アンビシャスからの市場変更の場合、提出書類の一部省略 ・アンビシャス上場後3年以内の市場変更は審査料無料 ・本則市場からアンビシャスへの市場変更を廃止 【信頼性向上策】 ・上場会社監査事務所による監査の義務付け ・標準上場審査期間(3ヶ月)の設定、引受審査内容の提出	
廃止基準	時価総額	2億円未満	2億円未満 (但し、上場後4年間は適用を猶予する。また、直前事業年度における純資産額が2億円以上の場合は適用除外とする)	5億円未満	5億円未満 (但し、直前事業年度における純資産額が5億円以上の場合は適用除外とする)
	上場株式数	—	—	2000単位未満	変更なし
	株主数	事業年度末に100人未満(猶予期間1年間)	事業年度末に100人未満(猶予期間1年間、新規上場の場合は2年間)	事業年度末に100人未満(猶予期間1年間)	
	少数特定者持株比率	—	80%以下とならない場合(猶予期間1年間、新規上場の場合は2年間)	80%以下とならない時他	
	株式売買高等	最近1年間平均売買高2単位未満	変更なし	最近1年間平均売買高2単位未満	
	利益等	—	4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュフローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュフローが正とならないとき。	—	4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュフローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュフローが正とならないとき。
	債務超過	事業年度末に債務超過(猶予期間1年間)	変更なし	事業年度末に債務超過(猶予期間1年間)	変更なし
	監査意見	「不適正意見」の場合、その影響が重大		「不適正意見」の場合、その影響が重大	
	虚偽記載	有報に「虚偽記載」の場合、その影響が重大		有報に「虚偽記載」の場合、その影響が重大	
信頼性向上策		【信頼性向上策】 ・警告措置制度の導入 ・上場管理料の新設(50万円若しくは100万円)		【信頼性向上策】 ・警告措置制度の導入 ・上場管理料の新設(50万円若しくは100万円)	